科学技術 · 学術政策局国際研究開発政策課 保存期間表

	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型 (施行令別表の該当項)	文書の具体例	保存期間	保存期間満了時 の措置
		する閣議の求め 及び国会に対す る答弁その他の 重要な経緯	答弁の案の作成の過程が記録された文書(四の項イ) 閣議を求めるための決裁文書及び 閣議に提出された文書(四の項ロ)	質問主意書審査録	20年	移管
			答弁が記録された文書(四の項ハ) 閣議を求めるための決裁文書及び	質問主意書答弁書 基本方針室		
				基本計画案白書案請議書		
	による申合せ及 びその経緯	複数の行政機関に 関まる立のの機関 ではするが他の は関本のの は での での での での での での での は での は での は で	申合せの内容が記録された文書 (八の項ハ)	申合せ	10年	移管
	対して示す基準 の設定およびそ	する立案の検討	立案基礎文書(九の項イ)	基本方針 基本計画 条約その他の国際約束 大臣指示 政務三役会議決定	10年	移管
	の得喪及びその 経緯	条第3号の許認	許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書(十一の項)		開示決定等がされる日に係る特定日以後5年	
			許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書(十一の項)		れる日に係る特 定日以後5年	以管・電のなす・設指関下 運気他公る公立導すい 郵事に業 人止督の 乗事に 等等等の のいこう
			(十三の項口)	略的海外派遣事業 研究者海外派遣基金 戦略的国際研究交流推進事業費補助金 科学技術人材育成補助金(国際的な活躍が期待できる研究者の育成) 持続可能開発目標達成支援事業費補助金 経済安全保障重要技術育成基金 先端国際共同研究推進基金補助金	が終了する日に 係る特定日以後 5年	管・補助金等の付る書 ・補要件に関う ・補報告書 ・補報告書 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
				補助金支払関係	交付に係る事業 が終了する日に 係る特定日以後 5年	廃棄

	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型 (施行令別表の該当項)	文書の具体例	保存期間	保存期間満了時 の措置
6	職員の人事に関 する事項	人事	人事管理に関する文書	職員の派遣	3年	廃棄
				文部科学省参与委嘱	5年	
				期間業務職員、募集、選考		
				資金前渡官吏任命依頼	1年	
		人事院規則で文 書の保存期間を 定める業務		出勤簿	作成の日から5 年	
			人事院規則 9-7 (俸給等の支 給)第13条の超過勤務命令簿		作成の日から5 年3月	
			国家公務員法第68条第1項の給与 簿	基準給与簿	5年	
			勤務時間法第13条の2第1項又は 第15条第1項の指定の文書等		作成の日から3 年	
			人事院規則15-14(職員の勤務時間、休日及び休暇)第27条第1項の休暇簿		作成の日から3 年	
			人事院規則16-4 (補償及び福祉 事業の実施)第31条の文書等		完結の日の翌年 度の4月1日か ら5年	
7		その他独立行政 法人に関する業 務		研究インテグリティに係る通知等	5年	廃棄
				大学における国際会議等の誘致・ 開催に係る依頼等	5年	廃棄
				文部科学省所管国立研究開発法人 の在外事務所に係る依頼等	5年	廃棄
	機構及び定員に 関する事項	機構及び定員の 要求に関する重 要な経緯		機構・定員要求資料	10年	廃棄
9	政策評価に関す る事項	政策の評価に関 する法律(平成 13年法律第86	評価書及びその要旨の作成のための決裁文書並びにこれらの通知に関する文書その他当該作成の過程が記録された文書(二十六の項ロ)		10年	移管
		で 一 で 検討、 の 大 第10条第1 項の評価書の作 成その他の 実施に で で で の に で の 実施に ま の に の に に の に に に に に に に に に に に に に			10年	廃棄
	栄典又は表彰に 関する事項		栄典又は表彰の授与又ははく奪の ための決裁文書及び伝達の文書 (二十八の項)	外国人叙勲推薦調書	10年	廃棄

	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型 (施行令別表の該当項)	文書の具体例	保存期間	保存期間満了時 の措置
11	等における審議 等に関する事項	(1)国会審議(1 の項から10の項 までに掲げるも のを除く。)	国会審議文書(二十九の項)	議員への説明 趣旨説明 想定問答 答弁書 国会審議録	10年	廃棄
		(2)審議会等(1 の項から10の項 までに掲げるも のを除く。)	審議会等文書(二十九の項)	国際戦略委員会配布資料·議事録 独立行政法人評価委員会資料(科		以下について移 管 審議会その他の 合議制の機関に
				学技術振興機構) 独立行政法人評価委員会資料(日本学術振興会)		関するもの(部会、小委員会等を含む。)及び
				独立行政法人評価委員会資料(日 本医療研究開発機構)		懇談会等行政運 営上の会合に関 するもの
				大学等の研究セキュリティ確保に 向けた文部科学省関係施策に係る 検討会資料	5年	廃棄
				科学技術・学術審議会委員等委嘱	任期満了日の日 に係る特定日か ら1年	廃棄
				大学等の研究セキュリティ確保に 向けた文部科学省関係施策に係る 検討会アドバイザー委嘱		廃棄
12	文書の管理等に 関する事項	文書の管理等		文部科学省行政文書管理規則第23 条第3項に基づき廃棄した行政文 書ファイル等の記録	5年	廃棄
			標準文書保存期間基準	標準文書保存期間基準	次回の更新まで	廃棄
			文部科学省の広報の実施・報告に 関する文書	広報(報道発表資料、ホームページ原稿)	3年	廃棄
14	調査に関する事項	調査の実施、調 査の進捗に関す る重要な経緯	文部科学省等所管の事務に関する 調査の実施方針・進捗管理に関す る文書		10年(平成29年 度分までは5 年)	管 法令の解釈やそ の後の政策立案
				研究インテグリティの確保に係る 取組状況のフォローアップ調査	10年	- 等に大きな影響 を与えた事案に 関するもの ・調査報告書
15	国際交流に関する事項	国際交流に関す る立案に関する 重要な経緯及び 結果	立案の検討に関する会議等、調査 研究及び実施結果に関する文書	科学技術協力合同委員会等	10年	下について移管 ・法令の解釈や その後の政策立 案等に大きな影
				0ECD関係		響を与えた事案に関するもの・国賓等の接遇に関する文書のうち重要なもの
			二国間交流に関する文書	科学技術協力協定・覚書	30年	移管(経済協力 関係等で定型化 し、重要性がな いものは除 く。)
				表敬・ブリーフィング等	3年	廃棄
			多国間交流に関する文書	日中韓	3年	廃棄
				ISTC (国際科学技術セン ター) 国際会議決定文書等	10年	移管
				ISTC (国際科学技術センター) 許認可等決裁文書	5年	廃棄
				日・ASEAN(東南アジア諸国 連合)国際会議決定文書等	10年	移管
				日・ASEAN(東南アジア諸国 連合)許認可等決裁文書	5年	1
				日・ASEAN (東南アジア諸国 連合) 予算要求説明・調査報告書 等		1

	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型 (施行令別表の該当項)	文書の具体例	保存期間	保存期間満了時 の措置
				ASEAN (東南アジア諸国連合) COST (科学技術委員会) +3	3年	廃棄
				ASEAN(東南アジア諸国連 合)科学技術大臣会合	3年	移管
				A P E C (アジア太平洋経済協力) 国際会議決定文書等	10年	
				APEC (アジア太平洋経済協力) 許認可等決裁文書	5年	
				APEC (アジア太平洋経済協力) 予算要求説明・調査報告書等	3年	
				APEC (アジア太平洋経済協力) 閣僚会議		
				APEC (アジア太平洋経済協力) / ISTWG (産業科学技術ワーキンググループ)	3年	廃棄
				A P E C (アジア太平洋経済協力) 科学技術大臣会合	3年	移管
				ASEM(アジア欧州会合)科学 技術大臣会合		
				ESCAP (アジア太平洋経済社 会委員会)	3年	廃棄
				H F S P (ヒューマン・フロン ティア・サイエンス・プログラ ム)国際会議決定文書等	10年	移管
				H F S P (ヒューマン・フロン ティア・サイエンス・プログラ ム) 許認可等決裁文書	5年	廃棄
				H F S P (ヒューマン・フロン ティア・サイエンス・プログラ ム) 予算要求説明・調査報告書等	3年	移管
				UNESCO (国際連合教育科学 文化機関)	3年	廃棄
				WTO (世界貿易機関) 国際会議決 定文書等	10年	移管
				WTO(世界貿易機関)許認可等決 裁文書	5年	
				EPA(経済連携協定)	10年	廃棄
				STSフォーラム	5年	
			 海外渡航に関する文書	国際会議その他 	3年	
				便宜供与依頼(戦略)	- '	
				便宜供与依頼(国際交流助成係)		
				公用旅券発給請求・返納		
			 	口上書・査証関係	2.5	
			専門家派遣・招へいに関する文書		3年	廃棄
16		予算編成(概算 要求)	予算編成、概算要求に関する文書	概算要求資料	5年	廃棄

	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型 (施行令別表の該当項)	文書の具体例	保存期間	保存期間満了時 の措置
17	旅券・謝金等に 関する事項	旅券・謝金等	旅券・謝金等に関する文書	出張命令伺(職員旅費)	5年	廃棄
	図りの事項			出張命令伺(外国旅費)		
				出張依頼伺(在外研究員旅費)		
				出張依頼伺(委員等旅費)		
				招へい旅費・滞在費		
				委員手当		
				諸謝金		
				<u></u>		
				支出委任		
				印刷原議書		
				旅費格付け協議		
				執行管理・決算関係		
18	事業に関する事 項	事業	事業に関する文書	中国政府派遣研究員受入(入札)	5年	廃棄
	次			中国政府派遣研究員受入(実施)		
				中国政府派遣研究員受入(契約· 報告)		
				研究者の交流に関する調査(入 札・実施)		
				研究者の交流に関する調査 (契約・報告)		
				委託契約・報告		
				大型国際共同プロジェクト等の国 際協力事例に関する調査分析		
				研究インテグリティの確保に係る 調査分析業務		
				戦略的国際科学技術協力推進事業		
				地球規模課題対応国際科学技術協力事業		
				科学技術研究員派遣事業(派遣候 補者同意依頼)		
				JST事業(国際交流助成係)		
				JSPS事業(国際交流助成係)		
				AMED事業(国際交流助成係)		
				JST「国際政策対話」事業		
				先端国際共同研究推進事業		
				国際頭脳循環・国際共同研究		
				安全安心科学技術		
				施策検討その他		
19	照会・依頼等に 関する事項	照会・依頼等	定型的・日常的な照会に関する文 書	照会等	1年未満	廃棄
	N V V T X			照会等(法令等に基づく)	1年	
			人事課長通知等の供覧文書	供覧文書		

	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型 (施行令別表の該当項)	文書の具体例	保存期間	保存期間満了時 の措置
20	文部科学省行政 文書管理規則に おいて、1年未		文部科学省行政文書管理規則において、1年未満の保存期間とすることができる文書		1年未満	廃棄
	満の保存期間と することができ る文書			定型的・日常的な業務連絡、日程 表等		
				出版物や公表物を編集した文書		
				課の所掌業務に関する事実関係の 問合せへの応答		
				明白な誤り等の客観的な正確性の 観点から利用に適さなくなった文 書		
				意思決定の途中段階で作成したも ので、当該意思決定に与える影響 がないものとして、長期間の保存		
0.1				を要しないと判断される文書	o. Fr	<u> </u>
	所管事項説明に 関する事項	所管事項説明	所管事項説明に関する文書 	所管事項説明資料 	3年	廃棄
22	公益法人に関す る事項	公益法人	公益法人に関する文書		10年	廃棄
				事業計画、役員等変更届等		
				特定公益法人認定・証明	-1-7	7 h hh
					許認可等の効力 が消滅する日に 係る特定日以後 5年	移管
				移行認定通知書等	30年	廃棄
					10年	
- 00				特例民法法人 · 公益信託概況調査	•	The fets
23	新型コロナウイルス感染症に関する事項		新型コロナウイルス感染症に関す る文書 	新型コロナウイルス感染症ワクチン接種記録保有証明(英語)	1年	移管
	」∵② 学供			新型コロナウイルス感染症ワクチン接種記録保有証明(英語)のうち移管の必要がないもの	1年	廃棄
				特段の事情による入国に関する協 議	3年	移管
				特段の事情による入国に関する協 議のうち移管の必要がないもの	3年	廃棄